

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

香川県農業協同組合等検査規則（平成11年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第69条及び第71条、<u>農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条の規定により知事が組合等に対して行う検査（以下「検査」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>(9) 農業信用保証保険法第55条及び漁業災害補償法第68条に規定する受託者</p> <p>(10) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、<u>中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条</u>、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第69条及び第71条<u>並びに森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条の規定により知事が組合等に対して行う検査（以下「検査」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農事組合法人及び農業協同組合中央会</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4) 漁業信用基金協会</u></p> <p><u>(5)～(8)の2</u> 略</p> <p>(9) <u>中小漁業融資保証法第65条</u>、農業信用保証保険法第55条及び漁業災害補償法第68条に規定する受託者</p> <p>(10) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。